

## 幸田町生涯現役推進協議会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、幸田町生涯現役推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、事務所を愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「法」という。）第34条第2項第1号の計画区域において、法第35条の規定に基づき、55歳以上のシニア・シルバー世代（法第2条第1項に規定する高齢者をいう。以下同じ。）の活躍と社会貢献及び地域貢献をサポートし、もって高齢となっても働きがいと生きがいのある豊かな暮らしができるようにするための支援体制づくり、環境整備を構築することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、法第34条第2項第3号に定める事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業（以下「当該事業」という。）を行う。

### 第2章 会員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、次に掲げる組織又は団体から選出された者で構成する。

- (1) 幸田町
  - (2) 法第37条第2項に規定するシルバー人材センター
  - (3) 教育機関及び研究機関
  - (4) 社会福祉協議会
  - (5) 労使関係団体
  - (6) 町内においてシニア・シルバー世代の就業機会の確保に努めている民間企業
- 2 新たに協議会に加盟しようとする者は、協議会会長の承認を得なければならない。
- 3 協議会を構成する第1項各号の組織又は団体から選出された者が協議会を退会しようとするときは、協議会会長の承認を得なければならない。
- 4 会員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第3章 役員

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 会計1人
- (4) 監事1人

- 2 会長は、本協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、本協議会の会計経理に関する事務を処理する。
- 5 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第7条 会長は、会員のうちから幸田町長が指名し、協議会の総会において承認された者を選出する。

- 2 副会長、会計及び監事は、会員のうちから会長が指名し、協議会の総会において承認された者を選出する。
- 3 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第4章 総会

(構成)

第8条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 当該事業の実施にあたり、必要と認められる場合は、会員以外の者を総会に招致し、意見を求めることができる。

(権能)

第9条 総会は、この規約で定めるもののほか、本協議会の運営に関し重要な事項を議決するものとする。

(開催)

第10条 総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があったとき、開催する。

(総会の成立及び議決)

第11条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、会員からあらかじめ会長に対し、その権限を会長に委任する旨の届け出があった場合は、当該欠席会員の数を出席会員の数に加えることができる。

- 2 会員は、指定する者を事前に会長に届け出た場合は、代理人を協議会に出席させることができる。この場合は、当該代理人に、出席会員と同一の権限を付与するものとする。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、第9条の規定により議決された本協議会の運営に関し重要な事項を除き、本協議会の運営に関する事項を決することができる。この場合において、会長は、その決裁を行った日以後に初めて開催される総会において当該事項を報告するものとする。

(議事録)

第12条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長が、署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第13条 本協議会の運営を効率的に行うために、運営委員会を設置することができる。

(構成)

第14条 運営委員会の委員は、会員の実務担当者等の中から会長が選任する。

- 2 運営委員会には、運営委員長を置くこととし、運営委員会委員の中から会長が指名する。
- 3 運営委員長は、運営委員会を統括する。
- 4 運営委員会は、運営委員長が必要と認める場合は、委員でない専門的見地を有する者の出席を求めて意見を徴することができる。

(機能)

第15条 運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 事業計画案の策定
- (2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項
- (3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第16条 運営委員会は、運営委員長が必要と認める場合に随時開催する。

## 第6章 財産及び会計等

(財産)

第17条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第18条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において、議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第19条 本協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を得なければならない。

(書類の保存)

第20条 当該事業に係る書類の保存期間は、当該事業終了後5年間とする。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第21条 この規約は、総会において議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第22条 本協議会は、総会において議決を経て解散することができる。

2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項については幸田町が、当該事業終了後5年経過する間、引継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第23条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、その方法については、個別に協議するものとする。

2 前項の残余財産以外は、総会において、議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 事務局等

(設置等)

第24条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、事業推進者及び支援員並びに会計事務責任者（兼務可）を置く。

3 事務局長、事業推進者及び支援員並びに会計事務責任者は、会長が任命する。

4 協議会の庶務は、幸田町シニア・シルバー世代サポートセンターが行う。

5 事務局を愛知県額田郡幸田町大字坂崎字道坂27番地1に置く。

(備え付け書類)

第25条 協議会の庶務には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 会長、副会長、会計、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類-

## 第9章 補足

(その他)

第26条 この規約に定めるもののほか、本協議会の組織及び事務運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規約は、本協議会が設立された日又は、変更された日から施行する。